



第12号の内容

不安につけ込む開運（靈感）商法

統計スポット

ただいま募集中！（くらしの情報セミナー企画員など）

大津財務事務所、消費生活センターからのお知らせ

不安につけ込む開運（靈感）商法

今年3月、経済産業省は、千葉県内の宗教法人に対して、特定商取引法に基づく業務停止の行政処分を行いました。

この宗教法人は、全国で人生相談会の新聞折込広告を配布。相談会に参加した人に対して、明確な根拠がないにもかかわらず「祈とうをしなければ家族が地獄に落ちる」などと告げ、祈とうの契約をさせるとともに、石塔など高額な物品を購入させていました。

こうした商法は開運（靈感）商法と呼ばれています。何かの不安を抱えている人は珍しくありませんが、この商法は、こうした不安につけ込む悪質なものです。

事例1 新聞折込広告で人を集め、高額な祈とうの契約を強要

新聞に折り込まれていた広告を見て人生相談会に参加した。広告には相談料2千円と記載されていたが、特別の鑑定が必要といわれ、悩みが解決できるならと思い、いわれるまま3万円を支払って鑑定を受けた。

すると、運気を上げるためには1年間の祈とうが必要で、祈とう料は50万円だという。そのようなお金はないといったが、祈とうをしないとたいへんなことになるから消費者金融で借りてでも支払うようにとしつこく要求された。

事例2 占いを口実に訪問し高額な印鑑を購入させる。

自宅に見知らぬ女性が訪問してきた。その女性は、「自分は手相や姓名による占いの勉強をしている。この家の表札を見たところ、人生の岐路に立っていると感じられたので、無料で占ってあげる。」という。

無料ということだったので運勢を見てもらったところ、この先運気が下がっていくが、印鑑を購入すれば助かるといわれた。高額であったので一度は断ったが、この先どうなってもよいのかなどと脅すようなことをいわれ、購入してしまった。

悪質業者はこのような手口で近づいてきます。

「はがきを返送すれば無料で鑑定」というチラシをポストに投げ込み、返信した人に執ような勧誘を行う。

大学などで、団体の正体を隠したまま、サークル活動や自己啓発セミナーなどを装って事務所に招き入れ、長時間にわたる勧誘を行う。

ボランティア団体による署名集めを装い個人情報を収集し、その情報に基づいて勧誘を行う。



街頭で「占いの勉強をしているので手相を見せてください。」などと呼び止め、勧誘のきっかけを作る。

被害に遭わないために...

個人情報を安易に知らせるのはやめましょう。身の安全を守るための基本です。はがきの返送やアンケートへの回答は慎重にした方がよいでしょう。

街頭で呼び止められて、知らない人についていくのはやめましょう。



テレビで見かけるような有名人が推薦しているからといって信頼できるというわけではありません。過去にも、有名人が問題となった商法の「広告塔」になっていたことがありました。

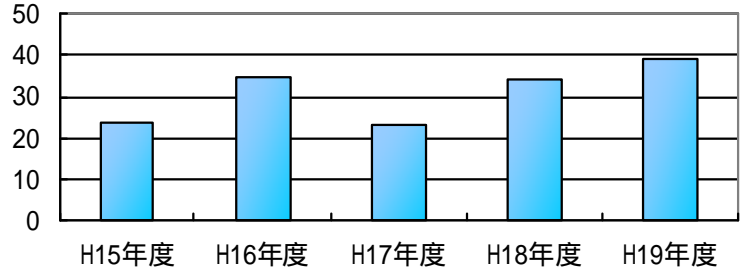
納得できない契約をしてしまったら、契約状況によってはクーリング・オフ（契約を消費者が一方的にやめてしまうこと）が可能な場合もありますので、お早めに消費生活センターにご相談ください。【相談窓口は4面に記載】

開運商法に関する相談状況

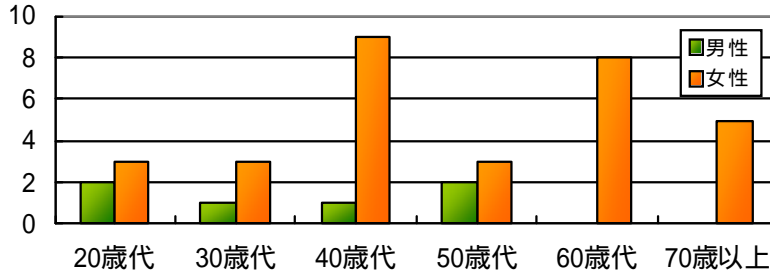
平成19年度に滋賀県内で寄せられた、開運商法に関する相談件数は39件でした。

これは過去5年間で最多です。

開運商法に関する年度別相談件数



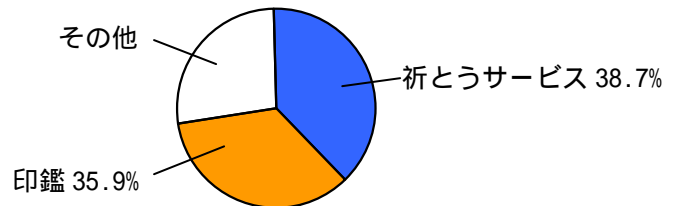
契約当事者の年齢別・性別相談件数



年齢別では40歳代以上、性別では女性が多くなっています。

商品・サービス別では、「祈とうサービス」と「印鑑」が多くなっており、この2つで全体の7割以上を占めています。

商品・サービス別相談割合



ただいま募集中！

くらしの情報セミナー企画員

セミナーの内容企画、参加者募集のためのチラシのデザイン、当日の司会進行や受付スタッフなど、「くらしの情報セミナー」の運営に関わる活動をしていただきます。

ボランティアで参加してみようという方の応募をお待ちしています。

お問い合わせ 滋賀県立消費生活センター

電話：0749-27-2234 / FAX：0749-23-9030

くらしの情報会員(消費生活情報のメール配信)

消費生活センターからパソコン、携帯に最新情報をメールでお届けします。

登録は、消費生活センターのホームページから行うことができます。

PC <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

携帯 <http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/>

お問い合わせ 滋賀県立消費生活センター分室

電話：077-563-4584 / FAX：077-566-0593

大津財務事務所からのお知らせ

多重債務巡回相談のご案内

近畿財務局では、多重債務者向け相談員がお話をお伺いし、必要に応じて弁護士や司法書士などの専門家に引継ぎを行います。

今般、下記の日程で相談窓口を開設しますので、事前にご予約の上、お気軽にご相談ください。秘密は厳守いたします。

記

日 時：平成 20 年 8 月 29 日（金）午前 9 時～午後 16 時 30 分

会 場：近畿財務局 大津財務事務所 1 階会議室

大津市御陵町 3 - 5

予約・問い合わせ先：

大津財務事務所 総務課（077-522-3765）

相談費用：無 料

消費生活センターからのお知らせ

滋賀県立消費生活センター分室の業務終了について

滋賀県立消費生活センター分室（草津市大路 1 丁目）は、平成 20 年 10 月から、滋賀県立消費生活センター（彦根市元町）に統合されることになりました。これに伴い、分室での業務は平成 20 年 9 月末で終了させていただきます。

消費生活相談

お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。

彦根 彦根市元町 4 - 1

相談専用電話 **0749-23-0999**

草津 草津市大路 1 丁目 1 - 1 エルティ 9 3 2 3 階

相談専用電話 **077-563-7009**（平成 20 年 9 月まで）

受付時間 9：15～16：00

「くらしのかわら版」第 12 号（平成 20 年 7 月発行）

滋賀県立消費生活センター

滋賀県立消費生活センター分室

〒522-0071 彦根市元町 4-1

〒525-0032 草津市大路 1-1-1 エルティ 932 3 階

TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

TEL 077-563-4584 FAX 077-566-0593

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>（パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/>（携帯端末）



次号は、平成 20 年 10 月下旬に発行予定です。